

Qlik Cloud Analytics Enterprise サービス仕様書

サービス名	型名
Qlik Cloud Analytics Enterprise 年額基本サービス	SVS078700
Qlik Cloud Analytics Enterprise Overage サービス	SVS078703
Qlik Cloud Analytics Enterprise 機能拡張年額オプション	SVS078701
Qlik Cloud Analytics Enterprise 機能拡張期中追加オプション	SVS078702

1. サービスの提供

富士通は、第4条に規定するサービス(以下「本サービス」という)をお客様に提供するものとします。

2. サービスの構成

本サービスは、以下のサービスから構成されます。なお、本サービス仕様書では、サービス名称の「Qlik Cloud Analytics Enterprise」の部分を省略して記載するものとします。

2.1 SaaS

2.1.1 基本サービス

(a) 年額基本サービス

2.1.2 Overage サービス

以下のサービスは、基本サービスの実施を前提とするサービスであり、基本サービスが終了した場合は同時に終了するものとします。お客様は、本サービスの利用にあたり、基本サービスとあわせて Overage サービスを購入する必要があることを認識し、これに同意するものとします。

(a) Overage サービス

2.1.3 機能拡張オプションサービス

以下のサービスは、基本サービスの実施を前提とするオプションサービスであり、基本サービスが終了した場合は同時に終了するものとします。

(a) 機能拡張年額オプション

2.1.4 機能拡張期中追加オプションサービス

以下のサービスは、基本サービスの実施を前提とするオプションサービスであり、基本サービスが終了した場合は同時に終了するものとします。

(a) 機能拡張期中追加オプション

3. 前提条件

3.1 本サービスは、Qlik Technologies Inc.またはその関連会社（以下総称して「クリックテック社」という）が提供するサービスを、本サービス仕様書に基づきお客様に提供するものです。

3.2 お客様は、本サービスの利用に必要な環境（以下「お客様システム環境」という）を、自己の責任と費用において準備するものとします。お客様システム環境には、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークおよびその他のインフラストラクチャが含まれます。お客様は、お客様システム環境の一部としてソフトウェアを使用する必要がある場合、別段の定めがある場合を除き、適用される使用許諾書または同等のものに完全に準拠して当該ソフトウェアを使用し、当該ソフトウェアの最新バージョンを使用するものとします。

3.3 お客様は、富士通と連絡を取る1人の担当者（以下「お客様管理者」という）を唯一の窓口として指定するものとします。

3.4 お客様は、富士通が指定する申請書を富士通に提出するものとします。

3.5 お客様は、本サービスの利用にあたり、クリックテック社が指定する方法に従い本件注文書に添付された「Qlik サービス内容確認書」（以下「サービス内容確認書」という）に記載されたライセンス契約（以下「ライセンス契約」という）の内容に同意するものとします。適用されるライセンス契約の条件と本契約が矛盾または抵触する場合は、ライセンス契約のうち、QLIK® CUSTOMER AGREEMENTの以下の項目については、本契約の内容が優先されるものとします。

- ・3.3.本サービス
- ・3.9.支払い
- ・3.10.税金
- ・3.12.請求書作成情報
- ・5.3.補償
- ・5.4.手続
- ・5.6.救済措置
- ・6.1.責任の制限
- ・9.期間および終了
- ・10.1.検証および監査
- ・10.6.譲渡

- ・10.7.準拠法および裁判管轄権
- ・10.13.両当事者の関係
- ・10.14.権利放棄の否認
- ・10.15.制限
- ・10.18.宣伝

4. サービス

4.1 基本サービス

(a) スタートアップ

富士通は、お客様が基本サービスならびに基本サービスと同時に申し込んだ機能拡張オプションサービスを利用できるようにするために、以下の作業を実施します。

i. お客様専用利用環境の準備

富士通は、クリックテック社が運営するサービス環境（以下「Qlik サービス環境」という）内に、1 サイト分のお客様専用の利用環境（以下「お客様専用利用環境」という）を用意し、お客様が利用できるよう必要な準備を行います。

ii. ID の発行と利用

富士通は、クリックテック社をしてお客様の利用者がお客様専用利用環境にログインするために必要な ID およびパスワードを登録するために必要な手続きを実施させるものとします。また、当該手続きが完了した場合はクリックテック社をして必要事項を通知させます。

(b) 機能提供

富士通は、お客様がお客様システム環境からお客様専用利用環境に接続することにより、サービス利用者が Qlik Cloud Analytics Enterprise の各機能（以下「提供機能」という）を利用できるようにします。また、提供機能および各 ID の利用可能数および利用権限（各 ID それぞれに設定された提供機能のうち利用可能な機能または利用範囲等をいう）の詳細については、サービス内容確認書の製品詳細情報に記載のクリックテック社のウェブサイトにて定めるとおりとします。

4.2 Overage サービス

お客様は、基本サービス、機能拡張年額オプションおよび機能拡張期中追加オプションを利用するにあたり、サービス内容確認書の「2. 製品詳細情報および Overage 上限値」から参照されているクリックテック社のウェブサイト（または後継のウェブサイト）に定める利用上限値を超えて、注文書に記載する単位数量分、利用することができるものとします。ただし、お客様は、第 9.5 条の定めに基づき、利用上限値を超えて利用した分の料金を支払うものとします。

4.3 機能拡張オプションサービス

(a) 機能拡張年額オプション

富士通は、サービス利用者がお客様システム環境からお客様専用利用環境に接続することによりサービス内容確認書で選択されているオプション機能を利用できるようにします。なお、各オプション機能の詳細については、サービス内容確認書の製品詳細情報に記載のクリックテック社のウェブサイトにて定めるとおりとします。

4.4 機能拡張期中追加オプションサービス

(a) 機能拡張期中追加オプション

富士通は、サービス利用者がお客様システム環境からお客様専用利用環境に接続することによりサービス内容確認書で選択されているオプション機能を利用できるようにします。なお、各オプション機能の詳細については、サービス内容確認書の製品詳細情報に記載のクリックテック社のウェブサイトにて定めるとおりとします。

5. 運用時間

本サービスは、本契約に別段の指定がない限り、24 時間 365 日提供されるものとします。

6. サポート

富士通は、別途お客様に提供する富士通所定のサポートポリシー（以下「富士通サポートポリシー」という）に従って、お客様管理者からの本サービスの利用方法やトラブル等に関する質問・相談等を受付、回答します。また、質問や相談の回答時間帯および使用する言語等は、富士通サポートポリシーに定める時間帯および言語が適用されるものとします。お客様は、本サービスの実施期間中に富士通サポートポリシーの内容が変更される場合があること、および、変更後のサポートポリシーの内容が適用されることを了承するものとします。

7. 期間

本サービスの提供期間は以下のとおりです。

		注記
初回契約期間	1 年	
コミットメント期間	該当なし	

8. お客様の義務

8.1 お客様は、ID およびパスワードの使用および管理について一切の責任を負うものとし、ID およびパスワードの使用に伴う費用はお客様の負担とします。ID およびパスワードが第三者に使用されたことによりお客様に生じた損害について、富士通は一切責任を負いません。

- 8.2 お客様は、自己の責任と費用において、適切なセキュリティ対策を講じた上で、お客様システム環境を維持するものとします。
9. 特別条項
- 9.1 お客様は、本サービスの提供機能がクリックテック社の裁量により改変されることを了承するものとします。
- 9.2 機能拡張期中追加オプションの実施期間は、サービス開始日から当該機能拡張期中追加オプションの前提となる基本サービスの実施期間の満了日までとし、以降は継続延長されないものとします。
- 9.3 「富士通 SaaS 利用規約」の第 13 条の記載にかかわらず、お客様は、本契約期間中にクリックテック社のデータセンタに入力したデータについて、富士通が保存し、または、お客様に対して提供する義務を負わないことを確認し、本契約終了後はアクセスできないことに同意するものとします。
- 9.4 「富士通 SaaS 利用規約」の第 11.1 条の記載にかかわらず、本契約は、サービス開始日に開始し、初回契約期間中、または本契約の規定に従って早期に終了する期日まで有効に存続するものとします。その後、本契約は、いずれかの当事者が期間満了の少なくとも 60 日前までに相手方当事者に契約を終了させる旨の書面による通知をしない限り、さらに 1 年間自動的に継続延長されるものとし、以後もまた同様とします。
- 9.5 Overage サービスの料金の発生および算出
- Overage サービスの料金は、以下のとおり算出されるものとします。
- (a) Overage サービスにおける料金は、注文書に定める Data Pack 数、Reporting Service 数および Application Automation 数等を、利用上限値を超えて利用する際に必要な利用料単価と、各料金月にお客様が利用上限値を超えて利用した数量に基づき算出されます。
- (b) Overage サービスの料金は、注文書に定める利用単価表を元に富士通が計算するものとします。
- (c) Overage サービスにおける料金月は、毎月 1 日から末日までをいうものとします。富士通は、本条 (b) の計算結果に基づいて、各料金月の翌月以降にお客様へ料金の請求を行うものとします。